様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　2025　年　8 月　19 日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）さんきょうでんきかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 三共電機株式会社  （ふりがな） みつはし　すすむ  （法人の場合）代表者の氏名 　三橋　進  住所　〒492-8021  愛知県稲沢市赤池東山町１３８番地  法人番号　1180001085856  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | コーポレートサイトのタイトル  ＤＸ推進 - 三共電機株式会社 | | 公表日 | 2023年9月5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト「ＤＸ」  <https://3kyodenki.com/actions/index_DX.html>  「ＤＸ」「ビジョン」 | | 記載内容抜粋 | 「ＤＸ」  少子高齢化、労働人口減少の社会課題に対して、デジタル技術を積極活用し、でんき（電気・電機）分野をビジネスドメインとし、纏わる様々な業務の効率化・最適化を図ります。  ------------------  「ビジョン」  製造・販売業務は、AI, クラウド技術の活用により、「ものづくり力／商品提案力」の向上を実現します。繰り返し作業、単純作業はRPAの活用により、顧客対応業務のサービス向上を実現します。  　間接業務は、ローコード、ノーコードアプリの活用により、生産性、製造品質の向上を目指します | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記記載内容は、経営会議にて決定され取締役会で承認された事項に基づいて内容を公開している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | コーポレートサイトのタイトル  ＤＸ推進 - 三共電機株式会社 | | 公表日 | 2023年9月5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト「ＤＸ」  <https://3kyodenki.com/actions/index_DX.html>  「実現のための戦略」 | | 記載内容抜粋 | ■ 実現のための戦略  当社は、自社開発の仕組みにより中小製造業に特化したソリューションを世に先駆けて実行し、持続的な技術向上、教育訓練を行うことで、業界全体のスキルボトムアップに貢献します。  【製造業務の工程管理】  　ローコードアプリと、工程管理アプリをクラウドで連携し、受注管理情報と直結した進捗管理を行っています。各部署開発の日報集計アプリとの連動により、原価管理も自動化されています。  【在庫管理・配材発注管理】  　在庫品の価格管理、商品管理をクラウドデータに一元化することで、発注アプリ、棚卸アプリを実現しています。レガシーシステムの情報を活用し、ローコードアプリとBIツールの活用によるアプリケーションの早期立上げを達成。  【休暇管理・労務管理】  　有給休暇・休日出勤の申請・承認をクラウドデータ、ローコードアプリにより実現しています。BIツールの活用、メールソフト・スケジュールソフトとのシステム連携による管理作業の効率化・見える化により有給休暇取得率の向上。  【カーボンニュートラル】  　自社構築の「社内消費電力の見える化システム（電力監視システム）」により、消費電力や二酸化炭素排出量が見える化されています。BIツールとの連動により、カーボンニュートラルのためのベンチマークが可能になっています。  【ＡＩによるデータの利活用】  　上記、アプリにより生成するクラウドデータは、ＡＩ（Copilot）により利活用され、意思決定や生産性向上を加速し、新たな価値を創造します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記記載内容は、経営会議にて決定され取締役会で承認された事項に基づいて内容を公開している。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト「ＤＸ」  <https://3kyodenki.com/actions/index_DX.html>  「ＤＸ推進体制」「ＤＸ人材の育成」 | | 記載内容抜粋 | 推進体制：  全社一丸でのＤＸ推進のため、ＤＸ推進を社長直轄の部門と位置付け、製造・販売・業務等、社内業務全般を俯瞰した仕組みを作ります。  人材の育成：  人材育成として、定期的な社内研修会・勉強会の実施、ＤＸを活用した業務改善活動へのインセンティブ制度を導入するとともに、ＤＸ関連資格やＩＴリテラシー向上のための資格の取得推進を全社的に実施します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト「ＤＸ」  https://3kyodenki.com/actions/index\_DX.html  「ＤＸを実現する環境整備」 | | 記載内容抜粋 | ＤＸ推進のための環境整備として、クラウドサービスの優先的利用、ＩＴ最新技術の積極的活用をします。  【レガシーシステムの刷新】… オンプレミスサーバシステム情報はクラウドサーバへの移行により、各種クラウドサービスとの情報連携性を高めます。  【データの一元化】… 生産、業務に纏わるすべてのデータは社内クラウドサーバにて管理し、クラウドアプリケーションを用いて業務の自動化、効率化を図ります。更に、機密性の高いデータや、個人情報等のデータについては独自のセキュリティ管理をします。  【社内コミュニケーション】… 社内ＳＮＳや、ビジネスチャットの利用により、業務内容・職責、働き方にとらわれないシームレスなコミュニケーション環境を構築し、エンゲージメントを高めます。  【AI活用】… セキュリティが担保されたクラウド環境に特化したAI活用により、業務効率を抜本的に向上させます。（図面の検索、議事録の作成、製造品質向上） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | コーポレートサイトのタイトル  ＤＸ推進 - 三共電機株式会社 | | 公表日 | 2025年8月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト「ＤＸ」  <https://3kyodenki.com/actions/index_DX.html>  「ＤＸ活用の展望」 | | 記載内容抜粋 | ＤＸ達成のベンチマーキングとして、下記の達成目標を設定します。   1. ペーパーレス化   ：デジタル化により、紙の使用量を年２０％削減。   1. 残業時間の削減   ：業務効率化により、月平均残業時間を１０時間未満へと削減。   1. 有給休暇取得率向上   ：業務効率化により、全社平均取得率８０％を維持。   1. カーボンニュートラル   ：２０２２年比で年３０％削減を実現。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 社長メッセージ「ごあいさつ」  発信日：2023年8月18日  「ビジョン」  発信日：2023年9月5日 | | 発信方法 | コーポレートサイトにて発信  <https://3kyodenki.com/about/>  社長メッセージ「ごあいさつ」  <https://3kyodenki.com/actions/index_DX.html>  「ビジョン」 | | 発信内容 | 実務執行統括責任者である社長のメッセージとして、ＤＸ推進により顧客に付加価値の高いサービス・製品を提供していく旨を発信。  社長メッセージ「ごあいさつ」  ＤＸ（デジタル変革）の推進により、でんき（電気・電機）分野をビジネスドメインとして、そこに纏わる様々な業務の効率化を図ります。  付加価値の高い製品・サービスを提案できるよう技術向上のための努力をします。  ---------------------  「ビジョン」  製造・販売業務は、AI, クラウド技術の活用により、「ものづくり力／商品提案力」の向上を実現します。繰り返し作業、単純作業はRPAの活用により、顧客対応業務のサービス向上を実現します。  　間接業務は、ローコード、ノーコードアプリの活用により、生産性、製造品質の向上を目指します。  　デジタル技術の活用により、高齢者、障碍者、子育て世代、短時間労働者、そして労働者の多様性を尊重した働き方を創出し、より多くの人々がその恩恵を受けられる社会を目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年5月頃　～　2025年8月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施。自己診断フォーマットにてWeb提出済み。  申請番号  2022年：202206AH00000378  2023年：202309AH00001665  2025年：202508AH00001332 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年11月頃　～　2025年8月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度二つ星の宣言を実施。  <https://3kyodenki.com/actions/index_security.html> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。